

特設公衆電話の設置等に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害発生時」とは、大規模な自然災害等の発生により広域停電が発生し、若しくは同様の事象の発生により社会の混乱が発生していること又はそれらが発生するおそれのあることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上で定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に特設公衆電話の利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管し、及び管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する通信設備（屋外配線、保安器、屋内配線、モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に特設公衆電話の利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 乙が設置する通信設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告するものとする。この場合において、当該修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定し、設置場所、回線数等の必要な情報は、別紙に定める「避難所特設公衆電話一覧表」により甲乙互いに保管するものとする。

2 前項の情報の保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を定め、その氏名等を別に定める様式により相互に通知するものとする。

3 特設公衆電話の設置に係る費用については、前条第1項に規定する特設公衆電話の配備に必要な設備にあつては甲が負担し、同項に規定する通信設備にあつては乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等を行う場合又は新たな設置場所を設ける場合は、速やかにその旨を書面をもって乙に報告しなければならない。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話を速やかに設置できるよう、接続試験等の実施に努めるものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の開設については、甲乙協議の上決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信の確保に努めるものとする。ただし、特設公衆電話の設置場所において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により開設することができるものとし、甲は乙に対し速やかに開設した場所の報告を行うものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 特設公衆電話を開設した場合において、甲は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

2 特設公衆電話の利用に関する費用は、乙が負担する。ただし、甲が第12条の規定に反して目的外利用を行った場合は、この限りでない。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うものとする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市長

乙 大分市長浜町3丁目15番7号
西日本電信電話株式会社
大分支店長